

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	教育委員会関係三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	予 算 経 理 室	1 頁
訓 令	三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程を制定する訓令	福 利 ・ 給 与 室	1 頁
公 告	公立学校の廃止届の受理	学 校 施 設 室	4 頁

規 則

教育委員会関係三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布します。
平成十七年一月十三日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十三号

教育委員会関係三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）の施行については、三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年三重県規則第八十二号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十七年一月二十一日から施行する。

訓 令

教委訓第3号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成17年1月13日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びこれに基づく命令と相まって職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 職 員 三重県教育委員会事務局及び地域機関に勤務する職員及び充指導主事、人権・同和教育専門員、人権教育主事、社会教育主事及び人事交流により受け入れた職員をいう。
- (2) 本庁事務局 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和43年教育委員会規則第6号。以下「教育委員会組織規則」という。）第2条第2項に規定する事務局をいう。
- (3) 地 域 機 関 三重県教育委員会事務局組織規則第14条に規定する地域機関及び三重県教育委員会事務局決裁及び委任規定第2条第1項第8号に規定する地域機関をいう。
- (4) 所 属 長 本庁事務局の各室長、各推進監及び各地域機関の長をいう。
- (5) 本 庁 各 室 教育委員会事務局に設置されている教育総務室、予算経理室、教育改革室、市町村合併教育プロジェクト、防災教育プロジェクト（以上経営企画分野）、高校教育室、小中学校教

育室、生徒指導・健康教育室、人権・同和教育室（以上学校教育分野）、生涯学習室、スポーツ振興室、文化財保護室（以上生涯学習分野）、研修企画室、研修指導室、研修支援室（以上研修分野）、人材政策室、福利・給与室、学校施設室（以上教育支援分野）をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、職員の安全の確保と健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、この規定に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

第2章 組織

第1節 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を統括するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、教育支援分野総括室長をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理責任者等を指揮するとともに、次に掲げる事項を総括管理する。

- (1) 職員の安全の確保及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 業務災害・業務に起因する疾病の原因の調査及び再発防止策に関すること。
- (5) 職員の安全及び衛生に関すること。

（安全衛生管理責任者）

第6条 職員の安全及び衛生に関する事項を行わせるため、本庁各室及び地域機関に安全衛生管理責任者を置く。

2 安全衛生管理責任者は、所属長をもって充てる。

3 安全衛生管理責任者は、衛生管理者、衛生推進者を指揮し、その業務を監督する。

（健康管理医）

第7条 職員の健康増進をはかるため、健康管理医を置く。

2 健康管理医は、医師である者のうちから総括安全衛生管理者が任命する。

3 健康管理医は、庁舎又は作業場所を巡視し、次の事項を行う。

- (1) 健康診断の実施、その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育に関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- (4) その他職員の健康増進をはかるための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。

4 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告することができる。

5 第1項の規程による健康管理医は、「三重県職員安全衛生管理規程（昭和58年訓第53号）第8条に規定する健康管理医に委任する。

（衛生管理者）

第8条 本庁事務局に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、所属長が選任する。

3 衛生管理者は、次の事項を行う。

- (1) 健康に異常のある者の発見及びその措置
- (2) 健康診断の実施の補助及び受診指導
- (3) 職場における保健衛生についての指導及び啓発
- (4) その他職場における安全衛生に関する事項

4 第2項の規程により、衛生管理者を選任したときは、衛生管理者選任報告書（第1号様式）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

（衛生推進者）

第9条 本庁各室・プロジェクト及び地域機関に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、所属長が選任する。

3 衛生推進者は、第8条第3項に掲げる事項を行う。

4 第2項の規定により衛生推進者を選任したときは、衛生推進者選任報告書（第1号様式）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

第2節 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第10条 職員の安全及び衛生に関する事項を審議するため、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の安全を確保し健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 業務災害の原因及び再発防止のための基本となるべき対策に関すること。
- (3) その他職員の安全及び衛生に関する重要事項

(構成)

第12条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 健康管理医
- (3) 安全又は衛生に関する経験を有する者のうちから教育長が任命する者

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の定数は8人以内とし、その半数は三重県職員労働組合と三重県教職員組合の推薦する者とする。

(任期)

第13条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

(会議)

第15条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、福利・給与室において行うものとする。

第3章 健康管理

(種類)

第17条 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 一般健康診断 年1回以上全職員に実施する。
- (2) その他の健康診断 総括安全衛生管理者が健康管理上必要と認めた職員について実施する。

(健康診断項目等)

第18条 健康診断の診断項目等は、総括安全衛生管理者が健康管理医と協議し別に定める。

(実施)

第19条 健康診断は、総括安全衛生管理者の指示により実施する。

(受診義務等)

第20条 職員は、指定された期日に健康診断を受けなければならない。

- 2 やむを得ない理由により指定された期日に受診できなかった職員は、1か月以内に医師の診断を受け、その結果を証する書面を所属長に提出しなければならない。
- 3 所属長は、職員にこの規程に定める健康診断を受けさせなければならない。

(健康指示区分)

第21条 職員の健康管理は、別表の健康指示区分の定めるところにより行う。

(健康指示区分の決定)

第22条 所属長は、第17条及び第20条第2項に基づく職員の健康診断の結果について、当該職員にかかる就業上の措置に関し、別表の健康指示区分欄に掲げる区分により健康管理医の意見を求めるものとする。

2 所属長は、前項に規定した意見並びにその職員の勤務内容、勤務強度等を勘案し別表の健康指示区分欄に掲げる区分に応じて健康指示区分を決定する。

(健康指示区分の変更)

第23条 健康指示区分の変更を求める職員は、速やかに変更申請をしなければならない。

2 前条の規定は、前項の健康指示区分の変更の場合に準用する。

(健康指示区分による事後措置)

第24条 安全衛生管理責任者は、当該職員に通知するとともに健康管理医の指導に従い別表に掲げる基準により必要な養護措置を講じなければならない。

2 通知を受けた職員は、安全衛生管理責任者の指示に従い健康の回復に努めなければならない。

(健康診断等の結果報告及び記録)

第25条 安全衛生管理責任者は、健康診断及び事後措置等の結果を記録するとともに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第4章 一般管理

(職場環境)

第26条 所属長は、快適な職場環境の実現をはかるため、職員の勤務場所、勤務内容に応じ、換気、採光、照明、温度、湿度、騒音及び清掃等について、必要な措置を講じるように努めなければならない。

(安全衛生教育)

第27条 所属長は、職員の健康増進及び安全確保のための必要な教育を実施しなければならない。

(健康相談)

第28条 健康管理医は、職員から健康について相談を受けたとき適切な指導と助言を行わなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第29条 この規程による事務に従事する者又は従事していた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任事項等)

第30条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この訓は、平成17年1月13日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成16年12月17日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
熊野市立荒坂小学校 須野分校	平成16年12月31日	昭和44年4月1日から通学児童が無く休校となっており、学校再開の見込がないため。
熊野市立育生中学校	平成16年12月31日	平成16年4月1日から通学生徒が無く休校となっており、学校再開の見込がないため。